

告示

埼玉県告示第千百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団東光 会 在宅専門診療 所 戸田中央トー タルケアクリニック	事業所名 称	医療法人社団 東光会 戸田 中央リハクリ ニック	医療法人社団 東光会 在宅 専門診療所 戸田中央トー タルケアクリ ニック	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
シノテクス株式会社	事業者所 在地	坂戸市千代田 二―一四―五	川越市南大塚 六―二七―一 四	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売